

市税収納システムの不備による督促状の誤送付について

令和7年12月22日(月)に新システムへ移行しましたが、移行後の公金収納及び口座振替においてシステム不備があったため、一部の方へ誤って督促状を送付していたことが判明しました。

誤って督促状が送付された皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 対象件数 32件

2 原因及び対象等

原因①：パソコンやスマートフォン等を使ってペイジー納付をしていただいた納付データについて、収納システムへ取り込むにあたり、データ変換処理を行うプログラムに不備があったため、一部の収納データが正しく取り込まれず未納状態となっていたことから督促状が送付されてしまったものです。

対 象：令和7年度固定資産税・都市計画税 第4期（令和8年1月26日(月)送付） 20件

原因②：口座振替による納付対象者を抽出する際の設定に不備があり、一部の方について口座振替が行われず未納状態となってしまうことから督促状が送付されてしまったものです。

対 象：令和7年度 市・県民税（普通徴収） 第4期（令和8年3月9日(月)送付） 4件
令和7年度 国民健康保険税 第7期（令和8年3月9日(月)送付） 8件

市では電算処理委託業者へ速やかな原因究明及びシステム不備の修正を指示するとともに、報告された調査結果を踏まえ確認作業を行いました。なお、消込登録処理に係るシステム不備及び口座振替対象者の抽出設定誤りはすでに修正済みです。

3 対象者への対応

誤って督促状を送付した方に対しましては、電話または文書によりお詫びの連絡をいたしました。また、口座振替が実施されなかった方に対しては納付書での納付をお願いいたしました。

4 再発防止に向けての対応

電算処理委託業者へ確認の徹底を指示するとともに市のチェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。

11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



【問い合わせ】

総務部納税課納税担当・納税管理担当
担当 関口・藤野
TEL 0277-32-4045 (ダイヤルイン)